

市民と観光旅行者の 安全・安心を守ります

「京丹後市安全で安心な市民生活と
観光立市のための新型コロナウイルス感染症等対策条例」
をつくりました

市の責務 (第3条)

国や京都府と連携し、市内での発生予防、まん延防止対策を適確かつ迅速に実施します。

市民・事業者・観光関係 団体の役割 (第4条、6条)

【市民・事業者・観光関係団体共通】

自らの感染予防と、市の対策への協力を努めます。

【事業者】

ガイドライン等に沿ったまん延防止措置の実施に努めます。

【観光関係団体】

事業者への情報提供、助言、調整のほか、旅行者へ適切な情報発信を行うよう努めます。

観光旅行者の役割 (第5条)

安全、安心に滞在できるよう、旅行者の皆さまにもまん延防止など市の対策にご協力をお願いします。(努力義務)

差別・誹謗中傷等の禁止 (第4条)

市民等は、感染等を理由に感染者、家族、関係者等に対し、いかなる不当な差別、心理的外傷を与える言動等をしてはいけません。

この条例で対象としているのは、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザ(再興型含む)、新感染症などの全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症です。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法を引用)

「安全、安心な観光の
まち推進宣言」の
シンボルマークを作りました



京丹後市では、本条例を理解し、実践することの意思表示として、この「安全、安心な観光のまち推進宣言」のシンボルマークを作りました。今後、市主催の事業や京丹後市観光公社の観光プロモーションなど、様々な場面で掲示し周知を図ります。

京丹後市観光公社HPから自由にダウンロードしていただけますので、本趣旨に賛同いただける市民の皆さん、事業者の皆さんは、店頭や販促物への掲示など、どうぞご活用ください。

ダウンロードは
こちら ▶

